

政府の「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月)に基づき、文部科学省が所管する施設の長寿命化に向けた各設置者における取組を推進するため、文部科学省としての行動計画を平成27年3月に策定した。今般、行動計画の計画期間が終了することから、これまでの取組のフォローアップや長寿命化に向けた政府全体の方針等を踏まえて、今後5年間における更なる長寿命化対策の取組を推進するため、これまでの行動計画について、見直しを行い改定する。

本計画の概要

1. 計画の範囲

- ◆対象施設: 維持管理等に関する公財政支出があり、多数の国民を受け入れる施設 (国公立学校施設、公立社会教育施設、施設運営型独立行政法人、庁舎等)
- ◆計画期間: 令和3年度～令和7年度(2021～2025年度)

2. 目指すべき姿

- ◆各設置者における「メンテナンスサイクル」の構築
- ◆これまでの改築中心から長寿命化、事後保全から予防保全への転換(i)を促し、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減、予算の平準化

3. 現状・課題

- ◆第2次ベビーブームに対応して整備された学校施設等について、今後、急速な老朽化と整備需要の急増が予想
- ◆児童生徒等の安全性の確保はもとより、個別最適な学びと協働的な学びを実現する教育環境の整備(ii)やバリアフリー環境の整備、防災機能の強化など、近年の整備需要も盛り込み、必要に応じて計画を更新していくことが課題
- ◆個別施設計画の策定が完了していない設置者が存在することや策定した個別施設計画に記載すべき事項が盛り込まれていない計画もある(ii)
- ◆人口減少や厳しい財政状況が続く中、学校の適正規模・適正配置や他施設との複合化の検討(iii)に加え、整備・運営に民間の資金等の活用を検討(iv)することも課題

4. 前計画からの環境の変化

- ◆予防保全による長寿命化、集約化等を通じた公的ストックの最適化、PPP/PFIなどの官民連携手法の導入を図る(骨太の方針2020など)
- ◆すべての設置者において個別施設計画を策定し、限られた財源で戦略的に施設整備を進める(中央教育審議会(令和3年1月26日答申))

5. 取組の方向性

- ◆メンテナンスサイクルの着実な実施 【点検・診断や必要な修繕等の実施状況を把握、必要な予算の安定的な確保 等】
- ◆予防保全型の老朽化対策への転換 【国庫補助事業の制度拡充 等】(i)
- ◆個別施設計画の内容充実や適時の計画の見直し 【個別施設計画の策定に関する実態調査の実施 等】(ii)
- ◆公的ストックの最適化 【個別施設計画の内容充実のための見直しや分野横断的実行計画の策定に資する事例集・ガイドラインの作成・周知 等】(iii)
- ◆維持管理を含めたPPP/PFIなどの官民連携手法の導入支援 【包括的民間委託や維持管理に特化したPFI等のガイドラインの作成・周知 等】(iv)
- ◆体制の構築、情報基盤の整備及び活用 【体制構築、施設の点検・診断結果等の情報の蓄積・共有の有効性の普及啓発 等】
- ◆新技術の開発・導入 【非破壊診断技術・新材料に関する研究開発、導入段階に至った新技術の周知 等】

6. フォローアップ

各設置者における取組の進捗状況の把握、課題の整理、解決に向けた取組の支援